

## 入国前結核スクリーニング対象国の方へ

入国前結核スクリーニングとは、スクリーニング対象国（2025 年 4 月末時点で、フィリピン、ネパールおよびベトナム。インドネシア、ミャンマーおよび中国については開始時期を調整中。）から、3 か月を超えて日本に入国・在留しようとする中長期在留者に対して、入国前に指定健診医療機関において胸部レントゲン検査等を受け、結核を発病していないことを証明する資料の提出を求める制度です。

「結核非発病証明書」は、日本に入国するためのビザを申請する際に必要となる在留資格認定証明書の交付申請時に提出する必要があります。本制度の対象者で、この証明書の提出がない場合、在留資格認定証明書の交付申請が受け付けられませんので、ご注意ください。

詳しくは、以下の入国前結核スクリーニングのウェブサイトをご確認ください。

<https://jpets.mhlw.go.jp/jp/>

上記の制度が導入されることに伴い、入国前結核スクリーニングの対象国から渡日する方については、「結核非発病証明書」のコピーを提出することで、従来から三重大学で行っている「渡日前健康診断」に替えることができます。ただし、「渡日前健康診断」を提出せず、結核以外の感染症や治療中の疾患について心配なことがある場合は、受け入れ担当者を通じて保健管理センターへお問い合わせください。